

低所得者・3歳未満子育て世帯の方にプレミアム付商品券を販売します 下野市共通商品券よりさらに15%お得でプレミアム率25%

10月1日に予定されている消費税率の引き上げに伴う影響緩和の対策として、住民税が非課税の方、3歳未満児のいる子育て世帯の方を対象に、プレミアム付（25%割増）商品券を販売します。

購入対象者

- ①2019年度住民税が課税されていない方（ただし、課税者の扶養の方、生活保護を受けられている方等を除く。）
- ②3歳未満の子（2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子）のいる世帯主

①住民税非課税の方の購入方法 (申請が必要です)

■購入限度額

購入対象者1人につき2万5千円分（2万円で購入）

■購入方法

7月以降、対象となる可能性のある方には、商品券引換交付申請書を送付します。購入を希望される方は、申請してください。審査後に該当した方には、9月下旬に商品券購入引換券を送付します。商品券販売場所にて、期間内にご購入ください。

■申請書提出先 社会福祉課

■受付期限 11月30日(土)当日消印有効

■提出方法 同封の返信用封筒で返送

■問い合わせ先 社会福祉課 ☎(32)8899

②3歳未満児のいる世帯の方の購入方法 (申請不要です)

■購入限度額

2万5千円分（2万円で購入）×3歳未満の子の人数分

■購入方法

9月以降、該当者あてに商品券購入引換券を送付します。商品券販売場所にて、期間内にご購入ください。

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

※①②重複する場合はそれぞれ書類が届きます。

商品券購入限度額 例えばこんな世帯なら
父・母・2歳児・1歳児の4人世帯
(全員住民税非課税世帯)

①に該当する分

4名×2万5千円分=10万円分（8万円で購入。2万円お得！）

②に該当する分

2名（2歳児と1歳児）×2万5千円分=5万円分（4万円で購入。1万円お得！）

合計で15万円分を12万円で購入できて、3万円分お得です。

商品券販売所

500円券10枚綴り1冊を4,000円で販売します。1冊ずつお買い求めいただけます。購入引換券と現金、購入者の身分証明書をお持ちください。
※購入引換券の再発は行いません。

■販売期間

10月1日(火)～令和2年1月31日(金)

■販売場所 下野小金井郵便局・自治医大駅前郵便局・薬師寺郵便局・吉田郵便局・石橋郵便局・石橋本町郵便局 平日午前9時から午後5時まで（下野小金井郵便局は午後6時まで）

加盟店で商品券が使える期間

■使用期間

10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

※期間を過ぎると使用できません。また、商品券購入後の返金はいたしません。

商品券が利用できる店舗

市内加盟店舗で利用できます。登録された加盟店は市ホームページ等で随時お知らせします。

加盟店の登録を7月31日(水)まで受付しています。登録を希望される場合は下野市商工会までお問い合わせください。

■問い合わせ先 下野市商工会 ☎(44)0202



●「プレミアム付商品券」を販売するために、市区町村や内閣府などが手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

●市区町村や内閣府などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●現時点で、市区町村や内閣府などが住民の皆さまの世帯構成などの個人情報を照会することは絶対にありません。

怪しいと思ったら、迷わず市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

①気温が高く晴れた日に発生しやすく、目がチカチカする頭痛がするなどの症状を引き起こすものは？
②光化学スモッグ
③暗化学スモッグ